

入 札 公 告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

令和6年8月9日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター所長 山下 秀幸

1. 調 達 内 容

- (1) 調 達 件 名 漁場形成予測モデルの構築および予測結果の提供に係る研究開発委託業務
- (2) 調 達 仕 様 入札説明書による
- (3) 履 行 期 間 自) 令和6年10月 1日
至) 令和8年 3月31日
- (4) 履 行 場 所 入札説明書による。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「調査・研究」、「情報処理」又は「ソフトウェア開発」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
なお、共同企業体を結成し入札に参加する場合には、共同企業体を構成する全ての事業者は、令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」、「情報処理」又は「ソフトウェア開発」で「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 共同企業体を結成し本入札に参加する場合は、次の全ての要件を満たす者であること。
① 共同企業体の代表となる事業者を定め、目的等必要な事項を明らかにした共同企業体結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を締結している者であること。
② 共同企業体の全ての事業者は（1）、（3）及び（4）の要件を全て満たす者であること。
③ 共同企業体の全ての事業者は、他の共同企業体に参加若しくは単独で本入札に参加しない者であること。
- (6) 入札参加予定の事業協同組合の構成員は、他の共同企業体を構成する者、又は単独で本入札に参加しない者であること。

3. 入札方法及び提案書等の提出方法

- (1) 入 札 方 法 入札金額は、上記調達件名に係る代金額の上限としての総価を記載すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分

の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、この契約希望金額は、概算契約における上限額でしかなく、委託調査（事業）を実施した結果、実際の所要金額がこの契約希望金額を下回る場合には、額の確定のうえ、実際の所要金額を支払うこととなる。

(2) 提案書等の提出方法

入札説明書のうち応札資料作成要領に定めるところにより、入札者は、提案書、誓約書及び提案書頁番号欄に該当頁を記載した評価項目一覧を、下記6.の入札書及び提案書等の提出期限までに提出場所に正1部を提出するとともに電子媒体にてメール送信すること。

4. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。入札説明書には、応札資料作成要領、評価項目一覧、評価手順書を含む。

①直接交付

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25

テクノウェイブ100 6階

国立研究開発法人水産研究・教育機構

開発調査センター 開発業務課

電話 045-277-0179

FAX 045-277-0209

②宅配便着払いによる交付

任意書式に「漁場形成予測モデルの構築および予測結果の提供に係る研究開発委託業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

③メールによる交付

任意書式に「漁場形成予測モデルの構築および予測結果の提供に係る研究開発委託業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

5. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和6年8月30日までに上記4.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

6. 入札書及び提案書等の提出期限及び提出場所

令和6年9月18日 12時00分

4.①に同じ

入札書及び提案書等は上記日時までに提出するが、開札は提案書等の審査を終了した下記8.の日時及び場所にて行う。

7. 提案書等の審査

入札者が提出した提案書等は、評価項目一覧（提案要求事項）に記載している評価基準に基づき、点数を決定する。評価項目のうち必須項目については、全て満たなければ不合格となる。

8. 開札の日時及び場所等

令和6年9月27日 14時30分

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25

テクノウェイブ100 6階

国立研究開発法人水産研究・教育機構

会議室

開札後、価格点の計算及び技術点との合計作業があるため、落札者の決定まで時間を要することがある。

また、上記7.で不合格となった者の入札書は、開札しない。

9. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で示す要求事項のうち必須項目の要求を全て満たしている提案をした入札者の中から、総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。
- (6) 入札者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
なお、共同企業体を結成し入札に参加する者は、協定書（又はこれに類する書類）写し及び共同企業体を構成する全ての事業者の国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

10. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
 次の①及び②いずれにも該当する契約先
 ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
 ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2
 なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
 ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与える者を含む。
 ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報
 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
 ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
 ② 当機構との間の取引高
 ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
 ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
 ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
 契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）
- (5) その他
 当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
 なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

11. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等に当たっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等に当たっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名 漁場形成予測モデルの構築および予測結果の提供に係る研究開発委託業務
2. 業務目的 近年のデジタル技術の発展や ICT 機器等の普及に伴い、漁船漁業におけるスマート化が進みつつある。国立研究開発法人水産研究・教育機構開発調査センター（以下、「開発調査センター」という。）では、沖合底びき網漁業や小型いか釣漁業のスマート化を通じて当該漁業の収益安定化や経費削減の効果を実証する調査事業を展開している。特に、漁場探索に要する時間や燃油消費量の削減は収支改善に効果的であると考えられ、昨今は燃油価格の上昇や気候変動に伴う対象魚種の分布変化も生じていることから、海域や対象魚種に応じた漁場形成を予測するスマート技術の確立が求められている。本業務は、開発調査センターが調査事業を展開する沖合底びき網漁業および小型いか釣漁業を対象とし、漁場探索効率の向上による収支改善効果を実証する際に必要な漁場形成予測モデルの構築と予測結果を対象漁船に提供することを目的とする。
3. 業務期間 令和6年10月1日から令和8年3月31日
4. 対象となる漁業種類毎の海域および魚種
 - (1) 沖合底びき網漁業
 - (ア) 海域：道南太平洋（北緯 41 度～43 度，東経 141 度～143 度で囲まれた範囲を含むこと）
 - (イ) 魚種：スケトウダラ
 - (2) 小型いか釣漁業
 - (ア) 海域：日本海（北緯 34 度～43 度，東経 129 度～141 度で囲まれた範囲を含むこと）
 - (イ) 魚種：スルメイカ
5. 業務内容
 - (1) 漁場形成予測モデルの構築
 - (ア) 上記の 4. (1) および (2) に示した漁業種類および魚種を対象とした漁場形成予測モデルをそれぞれ構築すること。
 - (イ) 漁場形成予測モデルの構築に必要なデータとして、別紙 1 に示す内容を開発調査センターから受託者に提供する。受託者は開発調査センターから提供を受けた全てのデータを本業務以外の用途で使用しないこと。
 - (ウ) 漁場形成予測の際の水平解像度（矩形メッシュ一辺の距離）は対象海域毎に以下を満たすこと。
 - ① 道南太平洋：2 km 以内
 - ② 日本海：4 km 以内
 - (エ) 各海域各魚種の漁場形成予測モデルを構築する際は、少なくとも海洋シミュレーション技術による海洋環境の予測結果に基づいて行うこと。そのため、受託者は前項（ウ）に示した水平解像度を満たす独自運用している海洋シミュレーション技術を有すること。なお、利用する海洋シミュレーション技術は、現場観測データとの比較で修正する「データ同化」により精度向上がなされていることが望ましい。
 - (オ) 漁場形成予測モデルの構築にあたっては、受託者が本業務の応札時に提出する後述の 6. 企画提案書に

示した内容に加えて、受託者と開発調査センターの担当者が協議した結果に基づいた内容も併せて検討し、複数の予測モデルの性能を比較検証した上で最終的な予測モデル（最終モデル）を確定すること。

(カ) 漁場形成予測モデルの性能検証は後述の(3)業務実施スケジュールに示した「予測モデル構築」の期間における実操業結果と比較することで行い、その結果を受けて必要に応じてモデル改良を行うこと。なお、同期間における実操業結果および関連する各種データ（別紙1に示した内容に準ずる）は開発調査センターから適宜提供する。

(2) 漁場形成予測結果の提供

(ア) 前項(1)で構築した最終モデルを用いて各漁業種類および対象魚種の漁場形成を予測し、得られた結果をセキュリティ確保済みのWebページ上で提供すること。予測結果の詳細な内容および提供するWebページの仕様は別途の開発調査センターとの協議により決めること。なお、Webページはパソコンおよびスマートフォン等携帯端末で閲覧可能な仕様とすること。

(イ) 予測結果のWeb配信期間は後述の(3)業務実施スケジュールの「予測結果のWeb配信」の期間に行うこと。また、予測結果の配信は当日から1日毎に4日後以上、更新頻度は1日1回とし、毎日の更新時刻は開発調査センターと別途協議した上で決定すること。

(ウ) 漁場形成予測の際に使用する海洋シミュレーション技術を用いた海洋環境予測の精度を高めるため、可能な限り最新の海洋観測データに基づいて海洋シミュレーション技術を運用すること。また、最新の海洋観測データとして開発調査センターが提供する漁船観測データを受け入れることを想定し、データ受信体制（メール受信やクラウド同期等）を整備すること。データ受信体制の整備等についての詳細は別途の開発調査センターとの協議により決めること。なお、準備するクラウドサーバーは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度ISMAPに準拠していること。

(エ) 予測結果のWeb配信期間においても、必要に応じて漁場形成予測モデルの改良を行うこと。

(3) 業務実施スケジュール

(ア) 上記の5.(1)および(2)の業務実施にあたっては、上記の4.に示した2つの漁業種類それぞれについて以下のスケジュールで対応することを基本とし、詳細スケジュールについては、契約締結後に行う開発調査センターとの初回協議において決定すること。

(イ) 沖合底びき網漁業

① 漁場形成予測モデルの構築

| | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------------|
| 令和6年10月 | 1日～令和7年 | 3月31日 | 予測モデル構築 | |
| 令和7年 | 4月 | 1日～令和7年 | 9月30日 | 予測モデルの性能検証・改良 |

② 漁場形成予測結果の提供

| | | | |
|---------|---------|-------|------------|
| 令和7年10月 | 1日～令和8年 | 3月31日 | 予測結果のWeb配信 |
|---------|---------|-------|------------|

(ウ) 小型いか釣漁業

① 漁場形成予測モデルの構築

| | | | | |
|---------|------------|---------|---------|---------------|
| 令和6年10月 | 1日～令和6年12月 | 31日 | 予測モデル構築 | |
| 令和7年 | 1月 | 1日～令和7年 | 5月31日 | 予測モデルの性能検証・改良 |

② 漁場形成予測結果の提供

| | | | | |
|------|----|---------|-------|------------|
| 令和7年 | 6月 | 1日～令和8年 | 3月31日 | 予測結果のWeb配信 |
|------|----|---------|-------|------------|

(4) 必要な業務実施体制の確保

上記の5.(1)および(2)に示した業務を(3)で示したスケジュールで確実に実施するための十分な知識や技術を有する人員を業務期間において維持すること。

(5) 開発調査センターとの各種協議の実施

受託者は、本業務の実施にあたり、開発調査センターとの初回の業務実施計画検討、予測モデル構築に関する議論および定期的な進捗確認等の協議を行うこと。当該協議の実施に際して、受託者は開発調査センターの担当者との日程調整、議事録作成等の対応を主体的に行うこと。

6. 企画提案書の提出 本業務の受託を希望する者は企画提案書を作成して提出すること。また、企画提案書の内容についてプレゼンテーションにて詳細説明を求める場合がある。なお、企画提案書には以下の内容を必ず含めることとし、詳細は別添の応札資料作成要領を参照のこと。

- (1) 本業務で使用する海洋シミュレーション技術に関する詳細情報（特に、現場観測データを用いたデータ同化の有無および海洋環境の予測精度については必ず記載すること）
- (2) 漁場形成予測モデルの具体的な構築方法（1案以上）
- (3) 本業務で得られる想定成果の社会実装に向けた方針案

7. 納入成果物等（提出データを含む）

- (1) 令和8年1月末までに得られた結果に基づいた実施報告書を業務期間終了までに提出すること。
- (2) 漁場形成予測モデルの構築および検証等に用いた全てのプログラムソースコードを提出すること。なお、提供されるプログラムソースコードは受託者が権利を有するコードを含まない、あるいはコンパイル等により開発調査センターが同モデルによる予測を実行可能な形で納入すること。また、構築した予測モデルのプログラムソースコードの全てあるいは大半の権利を受託者が有するために、納入成果物として提出可能なプログラムソースコードが無いことが想定される場合は、本業務で得られる成果を社会実装することを前提とする協議を本業務契約期間中に開発調査センターと受託者の間で行った上で、成果物の納入方法を決定することとする。
- (3) 利用した海洋シミュレーション技術により得られた業務期間および指定海域内の水温および塩分の全てのデータを提出すること。
- (4) 全ての漁場形成予測結果を提出すること。
- (5) 受託者が開発調査センターに提出する実施報告書およびデータは全て電子データにより提出すること。
- (6) 本業務で得られた成果物のうち、本業務の実施前に既に受託者が保有していたと証明が出来る技術情報等を除いて、本業務の成果物の全ては開発調査センターに帰属する。
- (7) 開発調査センターは、受託者に帰属する成果物等を除き、全ての成果物について、受託者に内容確認の上、公表することができる。

8. 業務場所 受託者が指定する場所

9. 納入場所 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町 1-1-25 テクノウェイブ100 6階
国立研究開発法人 水産研究・教育機構 開発調査センター

10. 業務再委託について

- (1) 受託者は業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。
- (2) 受託者は、再委託する場合、事前に再委託する業務および再委託先等を開発調査センターに申請し、承認を受けること。再委託の承認を受けようとするときは、当該者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性および契約金額について記載した書面を提出すること。

- (3) 再委託されることにより生じる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、別紙2「国立研究開発法人水産研究・教育機構における情報処理業務の委任等に係る特記仕様書」を委託先に担保させるとともに、再委託先の情報セキュリティ対策を確認するために必要な情報を提供し、開発調査センターの承認を受けること。
- 1 1. 特許権等 本業務で新たに作出された特許権等（特許権，実用新案権，意匠権，商標権，育成者権，回路配置利用権，著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）及び不正競争防止法に係わるノウハウ等の営業秘密を使用する権利，並びにこれらの特許権等を受ける権利をいう。また，外国におけるこれらの権利に相当するものを含む。）は国立研究開発法人水産研究・教育機構に帰属するものとする。受託者が本業務で作出された特許権等を使用する場合には，国立研究開発法人水産研究・教育機構と協議し，別途契約を締結するものとする。ただし，受託者が本業務で使用する海洋シミュレーション技術に関する全ての事項については除外する。
- 1 2. その他
- (1) 本業務にかかる契約は，請負予定者と業務契約の協議が整い次第，国立研究開発法人水産研究・教育機構の開発調査センターとの間で締結する。ただし，契約条件が合致しない場合には，契約の締結が出来ない場合もある。
- (2) 本業務の受託者を共同事業体とすることは妨げない。
- (3) 本業務で得られた各種データの所有権は国立研究開発法人水産研究・教育機構に帰属する。
- (4) 本業務の受託者は，本業務で取り組む内容について，特許公報その他技術情報を調査して，第三者の特許権等を侵害していないことを事前に確認しなければならない。これに係る調査の方法，条件，範囲及び得られた結果は，当該成果が有効な期間保存するよう努めるものとする。
- (5) 本業務で得られた成果について第三者から特許権等その他の権利の侵害等の主張があったときは，当該主張に係る本業務の受託者は自己の費用負担及び責任においてこれに対処するものとし，損害賠償等の義務が生じたときは，本業務の受託者がその全責任を負うものとする。
- (6) 国立研究開発法人水産研究・教育機構が，本業務に係る成果を実施又は第三者に実施させるにあたり，本業務の受託者が本契約以前に保有する特許権等が必要となるときには，本業務の受託者は，当該特許権等が権利満了するまでの間，本業務に係る成果を実施する範囲で，国立研究開発法人水産研究・教育機構に再実施許諾権付きの実施権を許諾しなければならない。
- (7) 本業務の受託者は，本業務により納入された著作物の国立研究開発法人水産研究・教育機構および国立研究開発法人水産研究・教育機構が許諾した第三者による利用について，著作者人格権を行使しないものとする。また，本業務の受託者は，当該著作物の著作者が本業務の受託者以外の者であるときは，当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- (8) その他詳細については，担当職員の指示に従うこと。

別紙 1

漁場形成予測モデルの構築に使用するデータとして、開発調査センターから受託者に提供するデータは以下の内容となる。下記以外のデータが必要になった場合は、開発調査センターと受託者の協議にて定めるものとする。

| 対象データおよび大まかなデータ件数 | 対象期間 (作業日に 限る) | 主な項目 (欠測の場合あり) | 種類 |
|---|----------------------|-----------------------------|------|
| 沖合底びき網漁業の作業地点の水温および塩分の鉛直プロファイル (約7,800件) | R1.10.21 ~R7.3.31 | 船識別ID | テキスト |
| | | 年月日, 時刻 | 数値 |
| | | 緯度および経度 | 数値 |
| | | 深度, 水温, 塩分 | 数値 |
| | | 観測機種名, 測定精度・分解能 | テキスト |
| 小型いか釣漁業の作業地点の水温および塩分の鉛直プロファイル (約350件) | R5.6.1 ~R6.12.31 | 船識別ID | テキスト |
| | | 年月日, 時刻 | テキスト |
| | | 緯度および経度 | 数値 |
| | | 深度, 水温, 塩分 | 数値 |
| | | 観測機種名, 測定精度・分解能 | テキスト |
| 沖合底びき網漁業の航跡上の表面水温および潮流情報 (約1,800日・隻分) | R4.10.1 ~R7.3.31 | 船識別ID | テキスト |
| | | 水温, 深度・流向・流速 | 数値 |
| 沖合底びき網漁業の作業および漁獲データ (約8,700件) | R1.10.21 ~R7.3.31 | 船識別ID | テキスト |
| | | 年月日, 時刻 | テキスト |
| | | 緯度および経度 | 数値 |
| | | 水深 | 数値 |
| | | 魚種別漁獲量 | 数値 |
| 小型いか釣漁業の作業および漁獲データ (約780件) | R5.6.1 ~R6.12.31 | 船識別ID | テキスト |
| | | 年月日, 時刻 | テキスト |
| | | 緯度および経度 | 数値 |
| | | 水深 (一部) | 数値 |
| | | 魚種別漁獲量 | 数値 |
| 沖合底びき網漁業の魚群探知機の音響データ (約500日・隻分) | R1.10.21 ~R7.3.31 | 船識別ID | テキスト |
| | | 年月日, 時刻 | テキスト |
| | | 緯度および経度 | 数値 |
| | | 水平距離1海里毎・鉛直距離10m 毎の音響反応量 | 数値 |

国立研究開発法人水産研究・教育機構における情報処理業務の委任等に係る特記仕様書

国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）から情報処理業務の委任等を受けた受託者（以下「受託者」という。）は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この国立研究開発法人水産研究・教育機構における情報処理業務の委託等に係る特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

第1 情報セキュリティポリシーを踏まえた情報処理業務の履行

受託者は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」（令和5年7月4日サイバーセキュリティ戦略本部決定。以下「統一基準」という。）の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

第2 定義

この特記仕様書において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによるほか、統一基準による。

- (1) 個人情報 「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）第2条第2項に規定する個人情報及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に規定する個人番号をいう。
- (2) 要機密情報 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第5条各号における不開示情報に該当すると判断される蓋然性の高い情報を含む情報をいう。
- (3) 業務 機構の保有する個人情報及び要機密情報をコンピュータ等により処理する情報処理業務であって、業務の一部又は全部について、契約をもって機構外の者に実施させることをいう。委任、準委任、請負等の契約形態を問わないものとする。
- (4) 契約目的物 仕様書等で機構が指定する物件をいう。
- (5) 成果物 契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した出力帳票及び電磁的記録物等をいう。
- (6) 機構からの貸与品等 この契約に基づく業務を処理するため、機構が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる個人情報等並びに要機密情報をいう。承諾を得て複写あるいは複製したものを含むものとする。

第3 業務の実施体制

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を請け負う旨の誓約を書面にし、機構に提出すること。
- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を機構に提出すること。

第4 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、業務従事者全員に周知徹底し、遵守させること。
- (2) 受託者は、(1)の実施状況を書面にし、機構に提出すること。

第5 情報の保持と目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行により知り得た個人情報、要機密情報、契約目的物及び成果物を第三者に提供してはならない。また、他の用途に使用してはならない。

第6 複写及び複製の禁止

受託者は、機構からの貸与品等を機構の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。なお、承諾を得て複写あるいは複製したものについても、第5の規定を遵守すること。

第7 作業場所以外への持出禁止

受託者は、機構が指示又は承認する場合を除き、機構からの貸与品等について、第3(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

第8 情報の保管及び管理

受託者は、業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 全般事項

ア 契約履行過程

(ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

- a 業務を実施する施設等の入退室管理
- b 機構からの貸与品等の使用及び保管管理
- c 契約目的物、成果物の作成、使用及び保管管理
- d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 機構から(ア)の内容を確認するため、業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

(ア) 機構からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに機構に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、業務に係る情報を記録した一切の媒体(紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物)(以下「記録媒体」という。)については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該業務に係る情報を全て消去すること。

(ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日を明示した書面で機構に報告すること。

(エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、あらかじめ機構の承諾を得て、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び機構からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく機構に報告し、機構の指示に従うこと。

(2) 個人情報及び要機密情報の取扱いに係る事項

機構からの貸与品等、契約目的物及び成果物に含まれる情報で既に公知の情報、機構から受託者に提示した後に受託者の責めによらないで公知となった情報、及び機構と受託者による事前の合意がある情報は、要機密

情報に含まれないものとする。個人情報及要機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- ア 個人情報及び要機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。
- イ アの個人情報及び要機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び要機密情報の管理状況を記録すること。
- ウ 機構から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を機構に提出し報告すること。
- エ 個人情報及び要機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。
- オ (1) イ(イ)において、個人情報及び要機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により機構に申し出て、機構の承諾を得たうえで消去を行うこと。
- カ (1) エの事故が、個人情報及び要機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失、毀損した個人情報及び要機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく機構に報告し、機構の指示に従うこと。
- キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、機構に可能な限り情報を提供すること。
- ク (1) エの事故が発生した場合、機構は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。
- ケ 業務の従事者に対し、個人情報及び要機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて機構に提出すること。
- コ その他、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日号外法律第57号）に従って、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

第9 機構の施設内での作業

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり、機構の施設内で作業を行う必要がある場合には、機構に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。
- (2) 機構は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。
- (3) 受託者は、機構の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。
 - ア 就業規則は、受託者の定めるものを適用すること。
 - イ 受託者の発行する身分証明書を携帯し、機構の指示があった場合はこれを提示すること。
 - ウ 受託者の名称入りネームプレートを常に着用すること。
 - エ その他、(2)の使用に関し機構が指示すること。

第10 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により機構に申し出て、機構の承諾を得なければならない。
- (2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。
 - ア 再委託の理由
 - イ 再委託先の選定理由
 - ウ 再委託先に対する業務の管理方法
 - エ 再委託先の名称、代表者及び所在地

- オ 再委託する業務の内容
 - カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び要機密情報について明記すること。）
 - キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、要機密情報、記録媒体の保管及び管理体制について明記すること。）
 - ク 再委託先が第1及び第3から第9までに定める事項を遵守する旨の誓約
 - ケ その他、機構が指定する事項
- (3) 第1及び第3から第9までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

第1 1 実地調査及び指示等

- (1) 機構は、必要があると認める場合には、受託者の作業場所の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する業務の実施に係る指示を行うことができる。
- (2) 受託者は、(1)の規定に基づき、機構から作業状況の調査の実施要求又は業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。
- (3) 機構は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとし、受託者は、再委託先にその承諾を得ておかななければならない。

第1 2 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、第3から第9までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、機構は、この契約を解除することができる。
- (2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠った場合には、機構は、これらの行為を差し止めることができる。
- (3) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって機構が損害を被った場合には、機構は受託者に損害賠償を請求することができる。機構が請求する損害賠償額は、機構が実際に被った全ての損害額とする。

第1 3 存続

第5、第6及び第12の規定は、本契約の解除または期間満了による終了後も存続するものとする。